



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2016 DECEMBER / 188号

★ 均等侵害が認められた最近のケース ★

1. 均等侵害とは、請求項の文言を忠実に解釈すれば権利範囲に入らないところを、本質的に均等物であるとして権利範囲に含め、侵害と判断することをいいます。最高裁によれば、均等侵害の成立要件は次の通りです。

- (1) 置換された部分が特許発明の本質的な部分でないこと〔非本質的部分〕
- (2) 当該部分を置換しても特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであること〔置換可能性〕
- (3) 対象製品の製造時（侵害時）において、当業者にとって当該部分の置換が容易に想到できたものであること〔置換容易性〕
- (4) 対象製品が特許発明の出願時において、公知技術と同一又は当業者に容易に推考できたものでないこと〔非容易推考性〕
- (5) 対象製品が特許発明の出願手続で意識的に除外されたものであるなどの特段の事情もないこと〔意識的除外等の事情の不存在〕

2. 最近あったケース（大阪地裁平成 26 年（ワ）第 4916 号）

本件考案は、足指の付け根部の下側に嵌め込んで保持させる足先支持パッドであり、「足をしっかり踏ん張り、身体のバランスを安定させる」ことを主目的としています。

実用新案登録第 3170112 号	被告製品

（次頁へ続く）

実用新案登録第 3170112 号	被告製品
<p>【請求項 1】(注：参照符号を加入)</p> <p>① 足指の付け根部の下側に嵌め込み、</p> <p>② 柔軟で弾性を有する素材の</p> <p>③ 足先支持パッド(1)であって、</p> <p>④ 足裏における触球部の上辺から少なくとも第 2 指(10)、第 3 指(12)、第 4 指(14)、<u>小指(16)の指頭部下辺までの間に配置させる水平部(2)と、</u></p> <p>⑤ <u>少なくとも第 2 指(10)と第 3 指(12)との間、第 3 指(12)と第 4 指(14)との間、第 4 指(14)と小指(16)との間にそれぞれ入り込む第 1、第 2 および第 3 凸状部(3, 4, 5)と</u>からなり、</p> <p>⑥ <u>パッド水平部(2)の上面および 3 個のパッド凸状部(3, 4, 5)の両側面は、各指の付け根部の下側と密接できるように全体がなだらかに湾曲し、</u>(注：「各指」中「小指」が問題)</p> <p>⑦ 少なくとも第 1 および第 2 凸状部(3, 4)が高さ方向に長く延びることにより、第 1 と第 2 凸状部(3, 4)間および第 2 と第 3 凸状部(4, 5)間は半円形側面になり、第 2 指(10)と第 3 指(12)との間および第 3 指(12)と第 4 指(14)との間で足裏に保持される足先支持パッド。</p>	<p>A 第 1 指及び第 4 指を着脱可能な大小 2 つの嵌合リングに第 1 指及び第 4 指を挿入して装着する、</p> <p>B 伸縮性と柔軟性のあるエラストマーの素材の</p> <p>C 足指間パッドであって、</p> <p>D 前記両嵌合リングを繋いで第 2 指と第 3 指とを嵌合し、足裏における第 1 指から第 4 指の付け根から指頭部下辺までの間に配置させる、両端を上方に湾曲させた基礎部と、</p> <p>E 第 1 指に嵌合する大径の嵌合リングと第 2 指と第 3 指に入り込む突出部と第 4 指に嵌合する小径の嵌合リングとからなり、</p> <p>F 前記基礎部の上面、前記両嵌合リングの内側面及び外側面、並びに前記突起部の両側面は、第 1 指から第 4 指の付け根部の下側と密接できるように全体がなだらかに湾曲し、</p> <p>G 少なくとも第 1 指と第 4 指の嵌合リングに第 1 指と第 4 指を挿入することによって足裏に保持される指足間パッド。</p>

被告側では、被告製品は上記構成要件の①、④～⑦を充足していないと主張しましたが、裁判所は、上記において④と⑥の下線を引いた部分のみを相違点として認定しました。そしてこの部分の相違について、裁判所は上記の均等 5 要件(1)～(5)が成立すると判断しました。

裁判所によれば、本件考案の「本質的な作用効果」は、「足先支持パッド(1)を足の付け根部下側に嵌め込んで、第 2 ないし第 4 指(10～14)の指頭部と付け根を浮き上がらせて横アーチ(22)を形成し、土踏まずを維持して縦アーチを維持し、親指(18)及び小指(16)の指頭部と触球部(8)、踵部(17)の 3 点で身体を支える点にある」とされました。上記相違点は本質的部分の相違ではないということです。

これだけ外観が異なる被告製品が本件実用新案登録を侵害すると判断されたのは興味深いことです。特許発明(登録考案)はアイデアですので、外観だけで安易に判断してはいけないという教訓ともなります。本件被告はもともと原告から原告製品を仕入れて販売していたのですが、別途被告製品を開発して販売したということです。この背景事情がこの判決に影響したのではないかと指摘する識者もいます。

被告製品はムック本などで大量に販売されたため、認定された損害賠償金は 1 億 6 千万円にも及びました。

本件判決につきましては、控訴されていますので確定していませんし、基礎となった実用新案登録に対して無効登録審判やその審決取消訴訟が提起されていますので、今後、どのようになるか予断を許しません。